

摂津市立第三中学校 部活動に係る活動方針

2019年4月8日

1. 部活動の目的

- ・部活動を通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感等の涵養を目指す。
- ・心身の健全な発育発達、学年を越えた好ましい人間関係の形成を目指す。
- ・基本的な生活習慣や集団生活の規律を身に付ける。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、クラブ懇談・参観等で保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当を基本とし、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 2019年度部活動の編成については下記の通り

運動部	文化部
サッカー部、ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、陸上競技部、水泳部、バドミントン部	吹奏楽部、家庭科部、演劇部、美術部、コンピューター部
計9クラブ	計5クラブ

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中の休養日は週当たり年間平均2日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合であっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間104日以上休養日を設定する。
- (3) 1日の活動時間（準備時間等は含まない）は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に公式戦等（対外試合）で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (5) 年間の門限時間について（下記参照）

	門限時間
夏時間（3～10月）	6時
冬時間（11～2月）	5時半

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (3) 生徒の体力等を鑑みて、気温や湿度など天候に留意し、練習時間の短縮や練習内容の工夫、こまめな給水などにより生徒の安全を第一に指導する。
- (4) 一年生のみ、夏季休業前に「クラブ活動実態調査」を実施し、参加状況や意識調査等の把握に努め、指導に生かす。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 年2回（4月下旬・10月中旬）、クラブ編成を行い、クラブの実態把握に努める。